

意 99-8
平成 11 年 11 月 1 日

平成 12 年度税制改正に関する意見

社団法人 関西経済連合会

我が国経済は、景気によく底打ち感が出てきたものの、企業の構造調整が進み、雇用情勢がかつてない深刻な状況にあるなど、依然として厳しい情勢が続いている。このため、政府には新たな総合経済対策をはじめ、日本経済を確実な自律回復軌道に乗せるための的確な景気対策をスピーディーに実行してもらいたい。加えて、我が国が 21 世紀に向けて明るい展望を切り開いていくためには、産業構造や財政・税制などの構造改革にも道筋をつけ、実効を上げていく必要がある。

税制の改革は経済・社会・国民生活等に重大な影響を及ぼすこととなるが、法人所得課税については、従来からの経済界の要望どおり、実効税率 40% が今年度から実現し、国際的に見てほぼ遜色のない水準となつた。一方、個人所得課税については、最高税率が 50% に引き下げられたものの、個人所得課税における広く、薄く、公平な負担というあるべき税体系から見れば、なお問題を残している。

今後は、急速な少子高齢化の進展や経済のグローバル化など経済社会の変化、あるいは地方分権や規制緩和の動向などに合わせ、我が国経済社会の活力を維持・向上させていくため、当面の緊急課題である経済再生に向けた構造改革、新産業の創出を支援するための税制面での措置を拡充するとともに、簡素・公平・公正で国際的整合性のとれた税体系を目指していく必要がある。

当連合会は、以上の基本的考え方に基づき、平成 12 年度税制改正ならびに税制の中長期的課題について下記のとおり要望する。

記

1. 経済再生と構造改革を促進する税制

(1) 企業再編を促進する税制

企業が経営の効率を高め、国際競争力を維持・強化していくためには、経済環境や構造変化に柔軟に対応して企業組織を機動的に再編することが求められている。

また、企業再編等に伴う雇用の移動を円滑に行い、できる限り雇用を確保する必要がある。

(会社分割等の企業再編にかかる税制)

会社分割など企業の再編全般にわたり、資産・株式譲渡益課税の繰り延べ、株主段階での非課税措置、引当金・準備金の引き継ぎ等、税制上の所要の措置を講じていくことを要望する。

(雇用確保に向けた税制)

現行の税制を見れば、従業員の転籍に伴う退職金の支払いでは、一定の条件のもとに損金処理が認められているが、出向等に伴う給与格差補填については、過大部分が寄付金扱いとされるなど厳しい措置が取られている。今後、雇用の確保に向け、出向等に伴う給与差額の補填などを寄付金扱いとしないよう税務上の措置が講じられることを要望する。

(2) ベンチャー関連税制の拡充

我が国全体としての経済活力を持続させ、新しい雇用を生み出していくためには、新産業・新事業・新技術の創出が不可欠であり、税制面からも、これを大胆に支援していくべきである。

(ベンチャー企業への優遇税制の拡充)

ベンチャー企業の創業を活発にするためのインセンティブとして、創業後 5 年間に生じた欠損金について、無期限の繰越し控除をすべての企業に適用するとともに、創業後 5 年以内に黒字化した場合も、自己資本の充実のため創業後 5 年間は、法人税課税を繰り延べる措置を創設するよう要望する。

(エンジェル税制の拡充)

現行エンジェル税制をさらに拡充し、個人が一定の要件を満たした中小企業に投資して損失を抱えた場合、株式譲渡益以外の所得との損益通算を認めるとともに、損失の繰り延べ期間を 3 年から 5 年に延長することを要望する。

(3) 事業承継円滑化のための相続税の見直し

平成 11 年度税制改正により個人所得課税の最高税率は 50%まで引き下げられたが、相続税の最高税率は依然として 70%のままである。これは、米国の 55%、イギリス・フランスの 40%、ドイツの 30%に比べてかなり高い水準にある。また、相続税を軽減すれば、中小企業やベンチャー企業の円滑な事業承継も可能になる。このため、相続税の最高税率引き下げ等の軽減措置の早期実施を要望する。

(4) 確定拠出型年金導入の際の税制

雇用の流動化や雇用形態の多様化などが今後さらに進むと予想される中で、老後の所得保障の選択肢を拡大するために、確定拠出型年金制度を早期に導入することが必要である。

確定拠出型年金制度導入にあたっては、新制度の普及を図るとともに、各種年金制度間の税制上の不公平を是正する観点から、7 月に取りまとめられたいわゆる 4 省案「確定拠出型年金制度の具体的な仕組

みについて（案）」に盛り込まれた税制措置に加え、以下の措置が講じられるよう要望する。

- ①企業拠出の年金保険料に関しては、他の制度と同様に全額損金算入を認め、拠出限度額の枠外とすること
- ②現行制度より確定拠出型年金への移行時は非課税とすること
- ③企業年金の積立金にかかる特別法人税を恒久的に撤廃すること

（5）固定資産税の負担軽減

最近の地価下落にもかかわらず、土地にかかる固定資産税の負担は増大傾向にあり、実効税率（税額／土地資産額）の上昇が続いている。このようなことは、納税者の立場からすれば納得し難いものであり、景気が低迷し、土地の収益力が悪化している中で、企業の競争力を削ぐ要因の一つともなっている。

従って、平成12年度の評価替えに際しては、土地に係る固定資産税の実効税率を引き下げるべく、現行制度を見直すことを要望する。

2. 法人税制の改正

（1）外形課税のあり方

昨今の地方の財政事情を見ると、特に都道府県の財政が非常に厳しい状態に陥っており、安定的な税収確保を図るために外形課税は検討課題の一つと考えられる。しかし、景気の先行き、とりわけ雇用情勢について依然として予断を許さない状況にある現在、新たな外形課税が雇用・投資等に悪影響を及ぼすことも懸念され、慎重に検討すべきである。

また、地方の徹底的な歳出削減や地方税体系全体の見直しを行い、納税者の理解を得られる努力を行うべきである。

(2) 連結納税制度の導入

経済のグローバル化に伴い、新規分野進出や既存組織の効率化を図るため、多くの企業は分社化、子会社化を行っているが、現行の納税制度では、分社した場合の損益通算ができず、機動的な企業経営やベンチャー子会社の設立の障害となっている。既に先進諸外国で一般的に認められている連結納税制度を導入することは我が国産業活力の強化と国際競争力の向上に資するものでもあり、その早期実現を強く要望する。

また、導入にあたっては納税事務負担をできるだけ小さくするよう課税方式の簡素化を図るとともに、連結対象の範囲としての株式保有割合はグローバルスタンダードを考慮した水準の適用を要望する。

(3) 課税ベースの見直し

平成10年度の税制改正により、課税ベースの拡大が行われたが、これ以上の拡大は回避すべきであり、特に以下の項目についての検討を要望する。

- ①法人が受取る配当について、二重課税の排除の観点から全額益金不算入とすること
- ②法定外福利厚生費について、過大な部分は見直しの余地があるとしても、これは受取る従業員の個人所得課税の範疇であり、法人における損金算入の否認を回避すること

3. 税制の中長期的課題

(1) 税収構造のあり方

税制については、国・地方を通じた直間比率の是正を進めるべきである。その際、消費税・地方消費税の税率引き上げはあくまでも国民負担率を上昇させないことを前提として行うべきである。個人所得課税については、広く薄く公平に負担する観点から、課税最低限の引き

下げや税率構造のフラット化を実現すべきである。また、適正・公平な課税を実現するためにも、納税者番号制度の早期導入をはかるべきである。

(2) 地方税の抜本改革

自治体の自立性を確保し、自己責任を明確化するためには、財政面における国の干渉・関与を極力排除することが不可欠であり、補助金はもとより、地方交付税についても段階的に縮小・廃止すべきである。同時に、国と地方の新しい役割分担に基づく税源の再配分、自治体の課税自主権の強化、応益負担や直間比率のは正の観点を織り込んだ安定した税収構造の確立などを実現する必要がある。

これらの問題について、新省庁体制で新設される経済財政諮問会議において十分議論を尽くした上、その意見を最大限尊重して改革を実行するよう提案する。

(3) 国と地方を通じた徴税機構

日本の今の行政の構造は、中央政府があり、県があり市町村があるという三重構造になっており、それぞれが課税権を持つとともに、徴税も自ら行っており、効率性および公正さにおいて疑問が多い。納税者の視点に立って、できる限りこれを簡素かつ公正にするため、国と地方が共同で設置する独立の徴税機構の創設を提案する。

以上